

平戸市中小企業・小規模企業事業再編等促進 支援事業補助金を支給します

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況下で、ポストコロナ・ウィズコロナ時代における新しい生活様式に対応するための事業再編等に取り組む市内中小企業・小規模企業等に対して、その事業資金の一部を補助します。



1. 募集期間

令和3年11月22日(月)～12月10日(金)

2. 補助対象者

市内で事業を営む中小企業者及び小規模企業(以下、「中小企業等」という)

3. 事業の実施要件

事業の実施にあたっては、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 令和2年分の本事業売上が前年比 30%以上減少した市内の中小企業等が取り組む事業再編※の事業であること。

※本事業における事業再編とは、「事業転換」「業種転換」「業態転換」「事業再編」の4つです。

- ② 事業再編等により、年2%以上、3年後に6%以上の付加価値額の増加が見込まれること。
- ③ 金融機関からの外部資金による調達が十分見込める者であること。
- ④ 補助金交付を申請する日の属する会計年度末までに事業を完了すること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

- ・訴訟や法令順守上の問題を抱える者
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者
- ・国、県その他公的機関から補助金の交付を受ける事業
- ・平戸市暴力団排除条例(平成24年平戸市条例第22号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税等の滞納がある者

- ⑥ 補助対象経費が200万円以上の事業計画であること。

4. 事業計画期間

交付決定日から令和4年3月上旬までに事業完了※交付決定は7月中を予定。

5. 補助対象経費

補助対象経費は、人件費・店舗等借入費・設備費・改修費・広告宣伝費・研究開発費・従業員の教育訓練経費・その他必要と認められる経費です。補助対象経費は、事業に使用したのものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。

6. 補助率および補助金額

補助対象経費の3分の2以内で上限額300万円

問い合わせ先 平戸市役所商工物産課商工新産業班

【TEL】0950-22-9141(直通)【FAX】0950-23-3399【メール】sangyo@city.hirado.lg.jp